

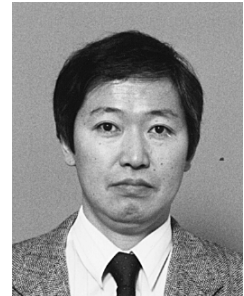
# Topics

## 経済トピックス

### COP4 を終って - 柔軟性措置導入の課題

主任研究員

武石 礼司



#### COP4 の評価

97年12月に京都で開催された地球温暖化防止会議（COP3）に引き続いて、温暖化ガス排出削減に向けた国際的な枠組み作りを目指す COP4 が、98年11月2日から13日までアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された。この COP4 での主要課題は、京都会議（COP3）の議論では積み残しとなった3つの柔軟性措置である排出権取引、共同実施（JI：Joint Implementation）およびクリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）の原則と運用ルールの詰めにあった。会議の最終段階として11日から始まった閣僚級会議では、排出権取引などのルールの交渉スケジュールを明確化した行動計画が作成され採択された。排出権取引制度の導入に積極的な先進国側は、今後、2000年までに同制度の細目に関して合意を作成することを目指している。また同会議では、観測態勢の強化などの国際協力の強化についても合意がなされた。

その他、排出権取引に対する限度枠の設定も議題となった。限度なしに排出権取引を認めてしまうと、米国、日本等の限界排出削減費用が高い諸国では、削減費用が安い途上国と取引する方が有利であるために、自国での排出削減努力がなおざりにされるおそれがあるとの主張が EU からなされた。この EU の提案に関しては最終合意には至らず、議論は99年の次回の会議まで持ち越すことになった。また、途上国の取組み強化に関して、先進国に加えて、途上国側にも何らかの温暖化ガス削減の義務を設定できないかという提案が先進国側からなされたが、途上国側からの猛反発が生じて、会議の議題とすることもできず、議論は前進しなかった。

このように、確かに COP4 では排出権取引などのルールの詰めまでには至らず、途上国への技術移転の進め方、吸収源の取扱いに関してもさらなる議論が必要となっている。それでも、COP4 では、京都議定書の発効による排出権取引、JI、CDM の実施に向けて、先進国側と途上国側がそれぞれの主張をぶつけ合い、今後の交渉スケジュールを設定し、その交渉の期限を定めることが出来た点で、一定の成果があったといえることができる。

さらに、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、チリのように、途上国の中で、自主的な CO<sub>2</sub>削減目標を設定する動きが生じたことも大きな成果である。米国上院は、途上国が自主的な目標を設定しないと京都議定書を批准しないとしているが、途上国が自主目標を設定する動きが生じ、また、米国中間選挙で民主党が事実上の勝利を得たこともあって、米国でも意外に早く京都議定書の批准が行われる可能性が出てきて

おり、COP 4 と同時期に生じたこうした動きも合わせて、COP 4 は地球環境保護の観点からは新たな1歩を記したとして、意義ある会議であったと総括することができる。

### 柔軟性措置導入の課題と企業の対応

3種類の柔軟性措置のうち、排出権取引は、他の国（あるいは企業等から）から排出枠を買い入れて埋め合わせることを認める制度であり、JI および CDM は、ともにプロジェクト・ベースで排出枠の取引を行う制度であるという違いがある。また、JI は COP 3 で温暖化ガスの削減義務を負った38カ国の間で行われる取引であり、一方、CDM は、上記の削減義務を負った38カ国と、それ以外の途上国との間で行われる取引である点が異なっている。従来馴染みのなかった新しい排出権取引、JI および CDM という制度が、制度の詰めという作業は残っているものの、今後、先進国間あるいは先進国と途上国との間に導入されることが予定されているわけであるが、この制度には政府ばかりでなく、各国の企業も参加できるようになる見込みである。大手企業の中には既に、企業のイメージアップのためにも、また CO<sub>2</sub> を多く排出する製品を扱っている企業であっても環境問題に積極的に取り組む中で企業のいっそうの拡大を図るために、JI および CDM 制度の導入を先取りして既に CO<sub>2</sub> の削減に取り組んでいる企業が、ダイムラーベンツ、トヨタ、BP、シェル、等々のように続々と出てきている。

一方、現在、既に、共同実施活動（AIJ：Activities Implemented Jointly）と呼ばれる CDM の実験段階としてのパイロット・プロジェクトが世界各地で進められており、98年2月までに77件の AIJ プロジェクトが国連事務局（UNFCCC）に報告されている。しかも、これら植林・森林保護、燃料転換、地域熱供給、新エネルギー等の AIJ プロジェクトの途上国における CO<sub>2</sub> 削減のためのコストは、同様のプロジェクトを先進国で実施した場合と比べるとたいへんに安く、安価なプロジェクトでは1ドル/トン-CO<sub>2</sub> を切るものから、高価でも実施すべきプロジェクトで40ドル/トン-CO<sub>2</sub>、一般的には10ドル/トン-CO<sub>2</sub> 程度で実施されてきている\*。

今後、先進国側からは、各途上国が排出権取引および CDM を実施することにメリットがあることを説明し、各国が排出量の目標値設定を行うように促していくことが必要である。しかも、先進国の側では、途上国からの技術移転の要請を満たしつつ、排出量の調査を行い、CDM 実施のための認証制度の整備に対する協力を得ることも必要となる。新たな枠組みを設定し、機能させるためには、解決すべき様々な課題が存在するが、課題が膨大であるだけに、チャレンジする価値も大きいとすることができる。各企業においても、自社の姿勢をアピールでき、地球環境にも、また途上国の経済発展にも貢献できる絶好の機会が与えられた訳であり、企業戦略として CO<sub>2</sub> 削減に果敢に取り組むことが望まれる。

\* AIJ の検討と、今後の排出権取引価格のレベルに関する検討として、当経済研究所 Discussion Paper 98-No.22 「排出権取引導入の効果と課題 - 温室効果ガス削減策の検討 - 」(資料請求先：E-mail: takeishi@fri.fujitsu.co.jp) を参照願いたい。